

入 札 公 告

福島県立美術館・福島県立図書館外灯修繕業務に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和6年1月16日

福島県立美術館長 根本 和代

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 福島県立美術館・福島県立図書館外灯修繕業務 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結の日から令和6年3月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に関する必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件公告の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 福島県が実施した入札及び見積合わせにおいて、契約相手方に決定した後、契約を辞退する等の事由により契約を締結しなかった者で、その事実があった後2年を経過しない者
 - イ 福島県との契約において、業務を適正に履行しなかった者で、その事実の後2年を経過しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (6) 福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿の発注種別が電気設備工事に登録されている者又は過去5年間に本件業務と同等の業務を履行した実績のある者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に必要な書類を添付

して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかった場合には当該資格が与えられないので注意すること。

(1) 提出期間

令和6年1月16日（火）から同年1月26日（金）

なお、持参の場合の時間は1月16日（火）から1月25日（木）までは午前9時から午後5時までとし、1月26日（金）は午前9時から午後2時までとする（1月22日（月）を除く）。

(2) 提出場所

郵便番号960-8003 福島県福島市森合字西養山1番地

福島県立美術館 総務課

電話番号 024-531-5511

(3) 提出方法

郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年1月26日（金）午後2時までに必着とする。

4 設計図書等の閲覧期間及び場所

令和6年1月16日（火）から同年1月31日（水）まで

※1 時間は午前9時～午後5時とする。ただし、1月31日（水）は午前9時～午前10時とする。

※2 1月22日（月）、1月29日（月）は閲覧を実施しない。

福島県福島市森合字西養山1番地 福島県立美術館 総務課

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年1月31日（水）午前10時

福島県立美術館 会議室（福島県福島市森合字西養山1番地）

(2) 問い合わせ先

3の(2)に掲げる場所に同じ

(3) その他

郵送による入札は認めない。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立美術館長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県立美術館 総務課

電話番号 024-531-5511

ファクシミリ 024-531-0447

電子メール artmuseum@pref.fukushima.lg.jp

(参考)

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （4）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- （6）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- （7）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。